

学校感染症による出席停止について

生徒が学校感染症にかかった場合、学校保健安全法第19条により、出席停止となります。登校については、医師の指示に従い、保護者が下記の「登校許可報告書」をコピーして記入し生徒が登校時に持参して、担任へ提出してください。インフルエンザの場合、治療を受けたことを証明できるもの（薬の明細書、証明書等）を添付してください。医師の診断書は必要ありません。なお出席停止の期間は、医師の指示による最低限の日数となります。

生徒がかかりやすい主な学校感染症	出席停止の期間
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日間
百日咳	5日間の抗菌性物質製剤による治療終了または、特有のせきが消えるまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふく）	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症	状況や症状により、学校医や医師が必要と認めた場合、出席停止とすることができます。

登校許可報告書

北星学園女子中学高等学校長様

年 組 番 氏名 _____

病名 _____

病院名 _____

出席停止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

上記の病気のため、療養していましたが、医師の指示により登校可能となりましたので
お知らせします。

保護者名 _____

印

担任  養護教諭